

加入者制限に関する注意点

出版企業年金基金では、事業所内での退職金規程や就業規則等（以下「諸規程」といいます。）等で規定した職種により、従業員を出版企業年金基金へ「加入させる」または「加入させない（基金加入除外）」とすることができますが、この場合は次の点に注意してください。

（1）加入者制限を新たに設けるときや変更するときは施行開始までに6か月程度の時間を要します

加入者制限を設けている事業所の加入者制限に係る諸規程については、その施行年月日や加入者制限に関して規定されている条件等を出版企業年金基金の基金規約（別表第2）で規定しています。

加入者制限を新たに設けるときや変更するときは、基金規約の変更手続きが必要となることから、時間を要するため、遅くとも施行予定年月日の6か月前には基金へご相談くださいますようお願いいたします。

■ 基金規約の規定（例）

実施事業所の名称	従業者
株式会社 出版基金	就業規則（平成28年10月1日現在において効力を有する就業規則をいう。）第10条に定める契約社員及びパートタイマー

※加入者制限の対象職種の追加等、加入者にとって不利益となる諸規程の変更は、加入者の同意や出版企業年金基金の代議員会の議決等の手続きが必要となり、手続きに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

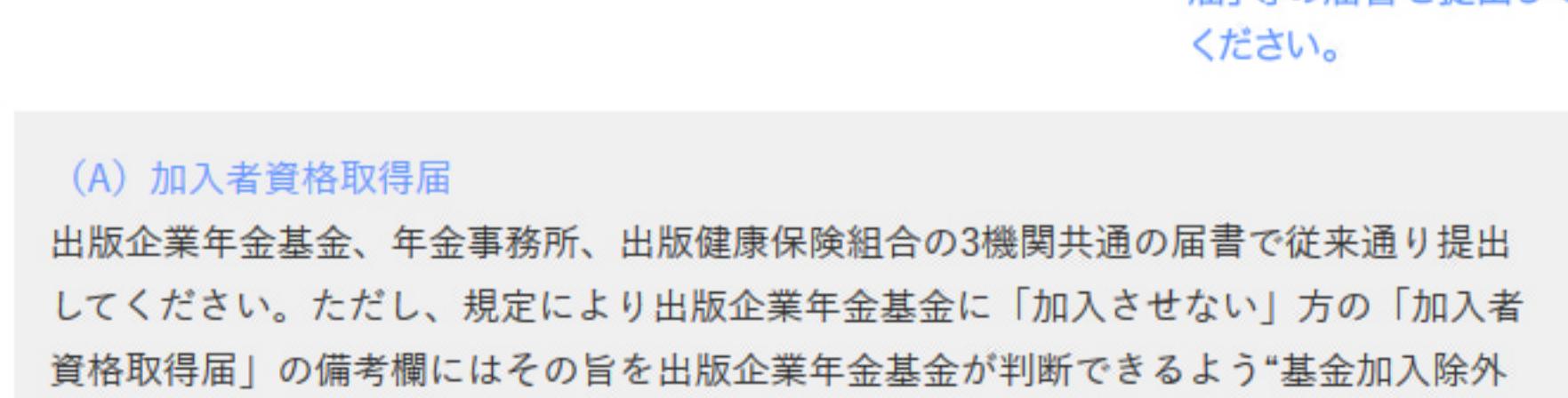
■ 加入者制限を新たに設けるときや変更するときに必要な手続き（例）

- ・諸規程における加入者制限をする者の明確な規定
- ・加入者の同意書等の必要書類の作成
- ・出版企業年金基金の代議員会の議決
- ・施行予定年月日の2か月前までに厚生労働大臣への認可申請 等

※必要な手続きは、加入者制限の内容や事業所の諸規程の規定状況等によって異なります。

基金加入除外の期間も従来通り適用関係の届書を提出してください

加入者制限を設けている事業所は、従業員について、出版企業年金基金へ「加入させない（基金加入除外）」としている期間も従来通り基金加入除外の期間も従来通り適用関係の届書を提出してください。



(A) 加入者資格取得届

出版企業年金基金、年金事務所、出版健康保険組合の3機関共通の届書で従来通り提出してください。ただし、規定により出版企業年金基金に「加入させない」方の「加入者資格取得届」の備考欄にはその旨を出版企業年金基金が判断できるよう“基金加入除外（10/15～アルバイト）”等を記入してください。これによって基金では加入者といたしません（基金加入除外者の確認通知書は作成（送付）いたしません）。

(B) 加入者資格取得届

当初、出版企業年金基金には加入していなかったアルバイト等の方が、正社員等に職種を変更された場合は、出版企業年金基金にのみ「加入者資格取得届」が必要になります。備考欄に“4/1 アルバイト→正社員”等と記入してください。

(C) 加入者資格喪失届

当初、正社員等として勤務していた方が、定年により常勤の嘱託職員等に職種を変更した場合等で厚生年金保険や健康保険組合には引き続き加入するものの、出版企業年金基金のみ加入者資格を喪失させる場合には、出版企業年金基金にのみ「加入者資格喪失届」が必要になります。備考欄に“8/1 正社員→嘱託職員”等と記入してください。